

令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会会議録  
目 次

第 1 号（8月20日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	6
議案第1号	7
議案第2号	8
議案第3号	17
閉会の宣告	22

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第197号  
令和2年8月7日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会  
議 長 植 村 博

令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会の招集に  
ついて（通知）

本日、管理者から令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を招集する告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第6号

令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和2年8月20日

# 令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会

令和2年8月20日(木)

午後3時開会

## 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)

日程第4 議案第2号 平成元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第3号 クリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事請負契約の締結について

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(12名)

1番	葛山繁隆	議員	2番	広沢修司	議員
3番	村越誠	議員	4番	宗川洋一	議員
5番	小田川敦子	議員	6番	円谷憲人	議員
7番	矢崎悟	議員	8番	田中和八	議員
9番	日下みや子	議員	10番	芝田裕美	議員
11番	植村博	議員	12番	塚本竜太郎	議員

## 欠席議員(なし)

## 説明のための出席者

管 理 者	清 水 聖 士 君
副 管 理 者	秋 山 浩 保 君
副 管 理 者	笠 井 喜 久 雄 君
監 査 委 員	河 合 謹 爾 君
会 計 管 理 者	鈴 木 信 彦 君
事 務 局 長	若 泉 哲 也 君
事 務 局 次 長	杉 浦 清 君

総務課長	鈴木教之君
あじさい所長	杉浦清君
しらさぎ所長	笠井雅之君
周辺整備室長	小林一秀君

---

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	原晃一
白井市環境課長	金井正
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中川聡

---

事務局職員出席者

総務課長補佐(事)庶務係長	栗原稔
---------------	-----

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（植村 博議員） 皆さん、こんにちは。本日はご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和2年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会8月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 令和2年度柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和元年度柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第3号 クリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事請負契約の締結について、以上3件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

◎諸般の報告

○議長（植村 博議員） 日程に先立ち、報告をいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定による令和元年度柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般会計繰越明許費の報告については、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村 博議員） それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、10番、芝田裕美議員、12番、塚本竜太郎議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（植村 博議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎管理者招集挨拶

○議長（植村 博議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（清水聖士君） 令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案3件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

このたびの新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当組合では住民が生活を維持するために不可欠な廃棄物処理業務が滞ることのないよう、住民をはじめ関係する廃棄物処理業者や各事業者へ協力を求め、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行えるよう対策を講じるとともに、処理事業の継続に努めているところであります。

次に、さわやかプラザ軽井沢につきましては、新型コロナウイルス感染症対策で臨時休館していたところでございますが、令和2年6月2日より制限付にて浴場、プール及びトレーニングルームを段階的に再開しております。一方で、昨今の感染者の状況を踏まえた対策も速やかにとれるよう、体制を整えているところでございます。

次に、周辺整備事業につきましては、都市公園第1期整備エリアの用地約1ヘクタールのうち、約0.71ヘクタールについて取得済みでございます。引き続き都市公園の早期実現に向けて取り組んでまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、令和2年度予算の歳入歳出にそれぞれ7,288万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を33億6,203万1,000円とするものでございます。内容でございますが、歳入では令和元年度決算の確定に伴い、繰越金を増額するものでございます。歳出では、人事異動に伴う一般職人件費等の増額及び基金費を増額するものでございます。

次に、議案第2号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、監査委員の意見を付して、その認定を求めようとするものでございます。

決算の主な内容でございますが、歳入決算額は32億412万581円、歳出決算額30億6,220万6,853円で、歳入歳出差引額は、1億4,191万3,728円で、令和2年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は1億3,902万1,728円となっております。

続きまして、主要な施策の成果のうち主なものについてご説明申し上げます。

初めに、アクアセンターあじさいにつきましては、計画的な搬入、設備の修繕、清掃等を実施し、

昨年度は年間約3万314トン、1日当たり約125のし尿及び浄化槽汚泥を適切に処理いたしました。

次に、クリーンセンターしらさぎにつきましては、計画的な焼却、設備の修繕等を実施し、昨年度は年間約3万5,357トン、1日当たり約117トンの燃やすごみ及び可燃性粗大ごみの搬入がありました。

次に、周辺整備事業につきましては、廃棄物処理施設の周辺の環境整備のほか、都市公園第1期整備に関わる実施設計及び用地取得を実施しております。

また、さわやかプラザ軽井沢につきましては、住民の健康の維持増進及び触れ合いの場の提供を図ることを目的として運営を行っておりますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、28万5,364人、1日当たり974人の利用にとどまっております。

今後も組合施設の適正な管理、運営を行うとともに、安定操業に向け努力してまいる所存でございます。

次に、議案第3号 クリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事請負契約の締結につきましては、予定価格が1億5,000万円以上のため、地方自治法第96条第1項第5号及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上がこのたび提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

### ◎議案第1号

○議長（植村 博議員） 日程第3、議案第1号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額32億8,915万円に歳入歳出それぞれ7,288万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億6,203万1,000円とするものでございます。

それでは、1ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では6款1項繰越金を7,288万1,000円増額補正するものでございます。

次に、歳出では、2款1項総務管理費を112万2,000円増額、3款1項清掃費を225万1,000円減額、5款1項基金費を7,401万円増額し、全体で7,288万1,000円増額補正するものでございます。

こうしたことから、当初の歳入歳出予算32億8,915万円を、それぞれ33億6,203万1,000円とするものでございます。

続きまして、歳入の詳細についてご説明いたします。

4ページ、5ページを御覧ください。6款1項1目繰越金につきましては、令和元年度決算の実質収支額が1億3,902万2,000円で確定したことから、当初予算計上額の6,614万1,000円を差し引いた7,288万1,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出の詳細についてご説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。人件費につきましては、人事異動等により、2款1項1目一般管理費で112万2,000円の増額、3款1項1目し尿処理費で9,000円の減額、2目ごみ処理費で569万9,000円の増額と、続いて10ページ、11ページを御覧いただき、4目周辺整備費で794万1,000円を減額するものでございます。

次に、5款1項1目財政調整基金費につきましては、歳入補正額7,288万1,000円から歳出の2款1項総務管理費の増額補正額と3款1項清掃費の減額補正額との差額112万9,000円を足した7,401万円を増額補正するものでございます。

なお、歳入歳出の事項別明細につきましては、3ページから11ページに記載のとおりで、12ページには給与費明細書を添付してございます。

以上で議案第1号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

議案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植村 博議員） 起立全員。

よって、議案第1号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）については、可決することに決定いたしました。

---

## ◎議案第2号

○議長（植村 博議員） 日程第4、議案第2号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第2号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申いたします。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページの一番下の合計欄を御覧ください。歳入歳出の予算額につき



ましては、ともに32億2,148万6,000円でございます。

歳入決算額は32億412万581円で、予算額に対して1,736万5,419円の減、収入率は99.46%でございます。

歳出決算額は30億6,220万6,853円で、予算額に対して1億5,927万9,147円の減、執行率は95.06%でございます。

歳入歳出差し引き残高は、1億4,191万3,728円でございます。

次に、4ページ、5ページを御覧ください。歳入決算額について、1款から8款までを款ごとに説明いたします。

1款分担金及び負担金は、し尿処理事業、ごみ処理事業及び周辺整備事業等、諸事業の執行に伴う組合構成団体からの負担金でございます。予算現額、調定額及び収入済額は、ともに26億4,814万1,000円でございます。

2款使用料及び手数料は、自動販売機、電柱、さわやかプラザ軽井沢等の行政財産使用料、藤ヶ谷ふれあいセンターの多目的施設使用料並びにし尿及びごみの手数料収入でございます。予算現額2億7,451万2,000円に対し、調定額は2億9,569万9,847円、収入済額2億9,355万6,695円、収入未済額は214万3,152円で、予算現額と収入済額との比較では1,904万4,695円の増でございます。増収の主な要因は、事業系一般廃棄物の可燃ごみ搬入量が見込みより増加し、ごみ手数料が収入増となったことによるものでございます。また、収入未済額214万3,152円につきましては、ごみ手数料の事業系一般廃棄物処理手数料となっております。

3款国庫支出金は、ごみ処理費補助金及び周辺整備費補助金で、予算現額は3,559万9,000円に対し、調定額は2,304万1,000円、収入済額は1,224万1,000円、収入未済額は1,080万円でございます。収入未済額1,080万円につきましては、都市公園整備事業における用地購入事業費の財源として、令和元年度に交付決定を受けた社会資本整備総合交付金でございます。

4款財産収入は、周辺地域整備基金の運用に伴う定期預金利子で、予算現額3,000円に対し、調定額及び収入済額はともに3,600円でございます。

5款繰入金は、財政調整基金及び周辺地域整備基金を取り崩したもので、予算現額、調定額及び収入済額は、ともに3,652万4,000円でございます。

6款繰越金は、前年度の繰越金で、予算現額1億4,065万円に対し、調定額及び収入済額はともに1億4,065万77円で、予算現額と収入済額との比較では77円の増となっております。

7款諸収入は、総務管理、し尿、ごみ及び周辺整備事業に係る雑入で、予算現額3,745万7,000円に対し、調定額及び収入済額はともに5,950万4,209円で、予算現額と収入済額との比較では2,204万7,209円の増となっております。増収の主な要因は、容器包装リサイクル協会からのペットボトル有償入札拠出金の収入、平成30年度に実施し、令和元年度に請求いたしました放射性物質対策に要した経費の損害賠償金が、東京電力ホールディングス株式会社から支払われたことによるものでございます。

8 款組合債は、都市公園整備事業債で、予算現額4,860万円に対し、調定額3,290万円、収入済額は1,350万円、収入未済額は1,940万円で、予算現額と収入済額との比較では3,510万円の減となっております。

以上によりまして、歳入合計は予算現額32億2,148万6,000円に対し、調定額32億3,646万3,733円、収入済額は32億412万81円、収入未済額3,234万3,152円で、予算現額と収入済額との比較は1,736万5,419円の減となっております。

なお、歳入決算の事項別明細につきましては、10ページから19ページに記載のとおりでございます。

次に、歳出決算額についてご説明いたします。6 ページ、7 ページを御覧ください。1 款議会費は、予算現額233万4,000円に対し、支出済額188万4,271円、不用額は44万9,729円でございます。不用額の主な要因は、組合議会視察研修に要した経費が低減したことによるものでございます。

2 款総務費は、予算現額7,958万円に対し、支出済額7,916万5,043円、不用額は41万4,957円でございます。不用額の主な要因は、職員健康診断業務委託やA E D借上料の支出減によるものでございます。

3 款衛生費は、し尿処理、ごみ処理、共同化処理、周辺整備の業務経費を合計した金額でございます。予算現額29億996万7,757円に対し、支出済額27億7,216万6,111円、翌年度繰越額3,309万2,000円、不用額1億470万9,646円でございます。不用額の主な要因につきましては、し尿処理費では管理運営に要する経費に係る需用費の水処理活性炭、脱臭用活性炭購入の支出減や灯油単価が当初見込額より下落したことなどによるものでございます。ごみ処理費では、管理運営に要する経費に係る需用費で、薬品購入や電気使用料が当初見込額を下回ったこと、委託料では焼却灰の処理量が当初見込量を下回ったこと及び施設運転管理業務委託等について契約差金が発生したことなどによるものでございます。共同化処理費では、廃乾電池・廃蛍光灯運搬処理業務委託に係る処分量が当初見込量より減少したことや、不燃ごみ等分別破碎業務委託の契約差金などによるものでございます。周辺整備費では、さわやかプラザ軽井沢に係る修繕料及び都市公園整備事業の委託料に係る契約差金などによるものでございます。

4 款公債費は、平成26年度及び平成27年度に実施したダイオキシン類対策事業に係る地方債償還金でございます。予算現額1億4,169万4,000円に対し、支出済額1億4,169万2,828円、不用額は1,172円でございます。

5 款諸支出金は、財政調整基金と周辺地域整備基金への積立金でございます。予算現額6,729万9,000円に対し、支出済額6,729万8,600円、不用額は400円でございます。

6 款予備費につきましては、当初3,000万円で予算計上しておりましたが、周辺整備費に938万8,757円を充当したことから、不用額は2,061万1,243円でございます。

以上によりまして、歳出合計は予算現額32億2,148万6,000円に対し、支出済額は30億6,220万6,853円、翌年度繰越額3,309万2,000円、不用額は1億2,618万7,147円でございます。

なお、歳出決算の事項別明細につきましては、20ページから51ページに記載のとおりでございます。

次に、55ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は1億4,191万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額289万2,000円、実質収支額は1億3,902万2,000円でございます。

次に、58ページ、59ページを御覧ください。財産に関する調書でございます。1の公有財産につきましては、土地については3,730.18平方メートルの増となっております。

2の物品につきましては、決算年度中に軽貨物自動車が1台増、小型貨物自動車が1台減となりました。

3の財政調整基金につきましては、3,311万5,000円の増額となり、決算年度末現在の残高は1億5,821万9,000円となっております。

また、4の周辺整備基金につきましては、234万円の減額となり、決算年度末現在の残高は2,688万4,000円となっております。

なお、主要な施策の成果につきましては、配付のとおりでございます。

以上で令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） 次に、河合監査委員より本決算監査について報告を求めます。

河合監査委員。

○監査委員（河合謹爾君） 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合決算審査について報告いたします。

去る7月15日に、一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況について審査を行いました。一般会計歳入歳出決算については、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等について審査を行いました。審査に当たっては、現金出納検査の結果を踏まえ、関係帳簿の調査及び職員より説明を聴取して審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付してあります決算審査意見書の1ページ、第4の審査の結果に記述のとおりでございまして、審査に付された書類は、いずれも法令の様式に合致し、その計数は正確であることを認めました。また、財産の管理についても、各台帳等に基づき適切に管理されていることを認めました。今後とも事業の推進に当たり、経費の節減に努めるとともに最大の効果を得られるよう、なお一層の努力を要望いたしました。

基金運用状況の審査結果については、決算審査意見書の19ページ、第4の審査の結果に記述のとおりでございまして、関係書類と符合し正確であり、適切に運用されていることを認めました。

以上、監査委員報告といたします。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

開始に当たり議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行いま

す。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。柏市議会選出の共産党の日下みや子です。よろしく申し上げます。質問に当たりまして、皆さんの机の上に資料を何枚か用意していただいたのですが、1枚は私自作のさわやかプラザの指定管理料の推移、これは私が作成したものなのですが、それ以外は当局のほうで用意していただいたものになります。質問するときに参照していただくことになりますので、よろしく申し上げます。

それでは、令和元年度一般会計の歳入歳出決算について質問いたします。

最初に、都市公園整備事業について伺います。長年の懸案事項だった都市公園整備事業が始まりました。資料、都市公園整備事業に係る事業費及び面積推移という資料、用意していただきました。これ御覧いただきながら、概算事業費は基本計画で約15億6,000万と示されていましたが、新たに20億6,000万円になると示されております。事業費の内訳は、国、県支出金を活用して、地方債と一般財源によって賄われるとのこと。そこで、決算に関わって事業費に関して伺います。

1点目、決算書の14ページと15ページに記載されている内容なのですが、周辺整備費補助金が予算額が3,300万円となっています。しかし、調定額では2,180万円となっています。また、決算書の18ページ、19ページで、組合債については予算額4,860万円に対して、調定額は3,290万円となっております。そこで、質問ですが、このように調定額が減額されていることで事業への影響はないのか伺います。

2点目も事業費についてです。都市公園整備事業は、当初の計画から事業費が増額されましたが、変更の内容について時系列で説明していただきたいと思います。先ほどの資料です。

次に、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営についてです。1点目は、決算書の43ページから45ページにわたるのですが、指定管理料は予算上では1億120万3,000円だったのです。決算では、9,855万1,630円と減額になっております。一方、次のページの45ページに新型コロナウイルス関係の損失補償として、補償補填及び賠償金ということで661万6,581円が計上されております。それで、さわやかプラザ軽井沢の令和元年度の経営について伺いたいと思います。これも皆さんのお手元に収支報告書、用意していただきましたので、それを見て説明をいただきたいと思います。

次、2点目なのですが、これも1年間のアンケートを資料としていただきました。利用者からの評価は、どうでしょうか。例年行っている利用者アンケートの結果について、これちょっと量が多いので、後で皆さん見ていただきたいと思うのですが、その特徴を説明していただきたいと思います。

1点目の最後に、消費税増税に対して伺います。令和元年度というのは、10月から消費税が10%に増税されたのです。そういうことで、私は予算でその増税についても反対の理由の一つであったのか

など、当組合にはどんな影響があったのか、決算ベースでの影響額をお示しいただきたいと思います。

以上、1問です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 日下議員のご質問にお答えいたします。ご質問3点ございました。

最初に、都市公園整備事業についてお答えいたします。ご質問は、令和元年度の事業量による後年度事業への影響と事業の予算規模などの変更の推移でございました。令和元年度は、第1期整備エリアの事業用地約1万400平方メートルのうち、約5,200平方メートルの用地取得を予定していたところでございますが、地権者の皆様のご都合や他事業進捗の影響などにより翌年度へ繰り越しを含めた約4,500平方メートルの用地の契約を行ったところでございます。なお、令和2年度は事業用地約5,900平方メートルの取得につきまして、全て契約にご同意をいただいております。年度内に第1期整備エリア用地取得の完了を予定していることから、事業への影響はないものと考えております。

次に、当該事業につきましては、平成27年度に策定いたしました周辺整備事業基本計画から基本的方針は変わっておりませんが、基本設計や用地取得を実施することにより、事業費がより明確になってきた結果、事業費に変動が生じております。時系列でお答えいたしますと、平成27年度に策定した廃棄物処理施設周辺整備基本計画では、都市公園整備に係る概算事業費を約15億6,000万円としたところでございますが、平成29年度に実施した基本設計において、工事費等を精査した結果、約17億8,000万円の積算金額となりました。また、令和元年度より第1期整備エリアの用地取得に着手したことから、補償コンサルタントからの意見を伺う機会が増えたことなどにより、用地取得に伴う移転補償費がより明確になった結果、約20億6,000万円となっております。現時点では、補償対象物件を外観からの目視による概算補償費として算出しておりますので、今後詳細に調査した結果、事業費に増減があることも考えられるところでございます。

次に、ご質問の2点目、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営についてお答えいたします。ご質問は、令和元年度の収支とアンケート結果についてでございました。指定管理者に対しましては、さわやかプラザ軽井沢維持管理運営に要する経費では、指定管理料として地下水膜ろ過システム活用による効果額などを差し引き9,855万1,630円を、また新型コロナウイルス感染症拡大防止施策による施設休業に伴う損失補償金として661万6,581円を支出したところでございます。なお、指定管理者における年間収支については、指定管理料、損失補償金及び利用料金等収入を含む総収入2億4,834万9,841円と、維持管理運営経費といたしまして総支出2億5,729万3,992円との差し引きで894万4,151円支出が上回りました。この894万4,151円につきましては、基本協定書の規定により、基本サービスの利用者数が減少したことによる損失及び付加的業務の営業に関連して生じる損失として、指定管理者の負担となっております。

次に、アンケート結果でございますが、例年利用者からはおおむね同様の回答をいただいております。

すが、前年度の特徴といたしましては、利用者の大半がリピーターであることが上げられます。このような結果を踏まえ、課題となっております利用者増につきましては、新規利用者の拡大も重要な視点であるものと考えております。

次に、ご質問の3点目、消費税の増税についてのご質問にお答えいたします。令和元年度10月からの消費税増税による影響額といたしましては、歳入では約296万8,000円、歳出では約2,960万6,000円となっております。主な影響額の内容を申し上げますと、歳入では可燃ごみの一般廃棄物処理手数料が約188万7,000円、歳出ではごみ処理費の修繕料が約584万2,000円、委託料が約337万6,000円、共同化処理費の委託料が約910万3,000円、周辺整備費の委託料が約297万2,000円などとなっております。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） それでは、2問お願いします。

まず、都市公園整備事業についてなのですが、答弁では工事費の増額は用地の移転補償費の増額と工事費の精査によるものとのことだったのです。議会の採決を経て進めている事業を、こういうふうな事業費をどんどん膨らませていってよいのかと思うのです。用地の移転補償費の減額は今から困難としても、工事費については当初の予算の範囲内で行うべきではないでしょうか。

次に、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営についてです。収支報告書を見ていただきたいと思えますけれども、1点目、さわやかプラザ軽井沢の収支報告書から、赤字の主な要因は施設利用と自主事業の収入の減額によるものだと思うのです。この状況をどう打開しようとしているのでしょうか。後で資料見ていただきたいと思うのですが、利用者アンケートを見てみますと、改善点として35.9%の人が利用料金として答えているのです。料金を安くして、利用者を増やすという方向もあるのではないのでしょうか。

2点目ですけれども、これ私の自作の資料を見ていただきたいのですが、これ2月の定例会で私示したもののなのですが、それに一番下、31年度の決算の指定管理料を新たに計上しています。これ見ていただいて、収支報告書の水道料金、右側に水道料金を書いてあります。先ほど説明ありましたけれども、平成26年度に、今まで指定管理者は水道水を使っていたのです。それを組合の財源を使って約5,000万、4,924万何がしなのなのですが、地下水膜ろ過システム、地下水の水をきれいにする装置を組合が負担して導入したわけです。それによって今まで3,000万を超える水道料金というのは、28年度から149万ですとか、30年度は180万ですとか、31年度は210万ということになっているわけなのですが、この水道料金なのなのですが、この数年間増額してきているのですが、なぜでしょうか、お答えください。

3点目、水道水使用から地下水使用に切り替えたことで、今申し上げましたように約3,000万円のお金が低減されているのに、平成29年度から3年間赤字なのです。平成29年度は798万3,375円の赤字で

す。30年度は1,173万8,132円の赤字です。それから、令和元年度については縮小になりますが、894万4,151円の赤字なのですけれども、なぜこういう赤字が続いているのか。

4点目、利用者アンケートでプール水温についても、23%の方が温浴の室温、それから湯の温度もたしか20%の方が改善を求めているのですけれども、改善の必要性はないでしょうか。

以上、2問です。よろしくお願いいたします。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

お尋ねは2点ございました。初めに、1点目の都市公園整備事業費についてでございます。工事費につきましては、基本設計において整備内容が明確化したことなどにより増額になっております。一方、この策定作業の中では可能な限り国の交付金の活用を図ることとし、結果一般財源の増加を抑制したところでございます。

次に、2点目、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に関するご質問でございます。まず、赤字の打開策についてでございますが、利用料金減額による利用者拡大の施策につきましては、令和元年度の消費税率引上げの際に、利用料金を据え置いたところでございますが、大きな効果にはつながりませんでしたので、館内スペース有効活用によるトレーニングルームの混雑緩和や施設の混雑状況を確認できるシステム導入などを検討しているところでございます。現在新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施見送りとなっておりますが、引き続き利用者拡大施策を検討してまいります。

次に、水道料金の増額についてでございます。水道料金増額の要因は、平成29年度にプラント用水の一部を井水から上水に切り替えたことによるものでございます。これは井水に含まれるカルシウム分等により、プラント設備機器内の配管が閉塞するなど、維持管理の支障となったためでございます。

次に、地下水膜ろ過システム導入と年間収支赤字の関係についてでございます。地下水膜ろ過システム導入と指定管理料の関係につきましては、システム導入前の水道料金約3,000万円から、システム導入後の水道料金及びシステム保守管理費等を除いた金額を削減効果額として、平成27年度から令和元年度までの指定管理料から減額しております。年間収支につきましては平成29年度から令和元年度では、毎年約800万円から約1,000万円の赤字となっておりますが、その主な要因は利用者減少に伴う収入減及び最低賃金引上げ等による人件費増があるものと考えております。

次に、プール、浴室の水温及び室温改善の必要性についてでございます。水温につきましては、通常プールは30度、風呂は40度を設定温度とし、適正な水温管理に努めておりますが、体感温度には個人差があり冷たい、熱いといった両方の意見がございます。なお、室温につきましては、今後プール空調機について計画的に改修してまいります予定でございます。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 日下議員、第3問は、よろしいですか。

○9番（日下みや子議員） いいです。

○議長（植村 博議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 議案2号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定できないという立場を明確にして討論を行います。

令和元年度の決算で注視すべきことの一つに、10月に消費税が8%から10%へ引き上げられたことがあります。2019年度の日本の経済に大きな影響をもたらした消費税10%への増税は、深刻化している暮らしや経済の実態を直視せず、苦境を打開する方策も盛り込まれず進められました。総務省の家計調査によれば、増税の影響は増税直後の実質家計調査で前年同月比5.1%と、前回の14年4月の8%への増税時を上回る落ち込みになっているとあります。今回の増税は、国内外ともに景気が後退局面に差しかかっている局面での増税だったからです。

当組合への影響は、どうだったかといいますと、先ほどの答弁にもありましたように、歳入が296万8,000円、歳出が2,960万6,000円とのことです。入りよりも出が多かったわけです。構成市のように、直接的には多額の地方消費税交付金が入ってくるわけでもないので、組合の財政運営には厳しいものがあつたのではないのでしょうか。

そこで、本議案に反対の第1は、このように厳しい財政状況であれば、組合の予算執行に当たっては無駄を省き、支出は極力抑制的でなければならないと思うのです。ところが、本日示していただいた資料にもありますように、都市公園整備事業は平成28年3月策定の概算事業費15億5,656万7,000円から平成30年3月策定の基本設計では17億8,604円へ、さらに今年1月には20億6,000万円と、約5億円超も膨らんだわけです。その計画の上に、令和元年度の都市公園整備事業費が支出されているわけです。この事業のそもそもの始まりは平成8年3月の計画で、当初は74億4,440万円という、地元の方からもあの大風呂敷を広げた事業と言われたような、まさにバブル期の景気に浮かされてつくられたような、そんな開発計画の一つにも思えましたけれども、こういう計画でしたら、私どもは到底賛成できませんでした。しかし、大幅に縮小されたこと、また地元の皆さんが長年待ち望んできたということもありまして、賛成したわけです。しかし、事が5億円も膨らんでは漫然と賛成というわけにはいきません。

2点目ですけれども、指定管理者制度の問題です。指定管理者制度の導入に当たっては、どの自治体でも経費が削減される上に、自治体にはない民間の発想やノウハウが導入されることでサービスが向上して、利用者数の増加が見込まれるなどと説明されていきましたけれども、果たしてどうでしょうか。それから、先ほどの答弁で平成27年度から令和元年度までの指定管理料から減額しておりますとあって、3,000万円の行方についてそういうご答弁があつたのですけれども、私作成の指定管理料の推



移見ていただきますと分かりますように、平成26年度から指定管理料というのはほとんど変わっていません。31年度も9,800万円ということで、若干28年度、29年度、30年度かな、若干ちょっとダウンしたときもありますけれども、基本的に変わっていません。私たち日本共産党は、この指定管理者制度が当初社会福祉協議会とか営利を目的にしない団体についての制度については反対しなかったのですけれども、民間に拡大されたときに反対いたしました。そして、今当初導入の目的に掲げた大義名分も破綻しているのではないのでしょうか。

3つ目には、特別職給料と議員報酬についてです。これは毎回私主張していますけれども、31年度も特別職人件費として37万6,741円、議員報酬として136万2,690円が支出されています。市長、市議会議員には、それぞれの市から、それぞれの職務に応じて給与と報酬が支給されています。それに加えて報酬が二重に支給されるべきではありません。加えて、昨年度末から新型コロナウイルス感染というかつてない試練のもとで、廃業や倒産、失業に多くの人々が追い込まれているときに、このような支出は市民から認められるはずがないと思います。ですから、この制度については廃止を求めます。

以上の理由から、議案2号は認定できません。

以上、討論終わります。

○議長（植村 博議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植村 博議員） 起立多数でございます。

よって、議案第2号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

### ◎議案第3号

○議長（植村 博議員） 日程第5、議案第3号 クリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第3号 クリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負のため、地方自治法第96条第1項第5号及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。クリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事の請負

契約につきましては、去る7月15日制限付一般競争入札を実施し、入札額は税抜きで31億9,800万円をもって、株式会社神鋼環境ソリューションが落札いたしましたので、契約を締結しようとするものでございます。工事概要は、裏面に記載のとおりでございます。また、参考資料といたしまして、入札記録をお手元に配付してございます。

以上で議案第3号クリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事請負契約の締結につきましての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 議案3号 クリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事請負契約の締結について質問いたします。

本議案は、昨年3月に策定された施設長寿命化計画に基づく契約の議案です。質問の1点目ですけれども、入札の状況について、予定価格、入札参加者の状況、提示された金額、落札した会社の経営状況、当組合との契約実績等について説明してください。入札記録書というのがあります。資料、それからこれはちょっと用意していただかなかったみたいなのですけれども、会社の経営状況ということで、私は総合評定実績書というのを資料としていただいていますので、もし必要だったら、いただいでください。

2点目ですけれども、平成31年3月の施設長寿命化総合計画では、工事費について32億9,300万円と示されています。事業費の総額と内訳の概要を示してください。これもちょっと私がいただいている資料で、今日は出していただいているのですけれども、施設延命化対策事業財源内訳というのを私はいただいていますので、それ必要だったら見ていただきたいと思います。

3点目、クリーンセンターしらさぎのごみの共同処理の解消について、柏市、鎌ヶ谷市、環境衛生組合との協議を進めるとの見解があります。柏市が離脱しても計画どおり3炉、3系列の工事を進めるのでしょうか。どのような協議をされているのでしょうか。

4点目、計画には延命化対象系列について、3系列については延命化対象範囲を可能な限り縮小して、コストを削減するとありました。では、どのように縮小して、どの程度のコストが削減できるのか、示していただきたいと思います。

以上、1回目です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） クリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事請負契約の締結についてのご質問にお答えいたします。

最初に、入札の状況につきましてお答えいたします。当該工事の予定価格は、税抜き価格で32億

9,299万9,000円、入札参加者の状況は株式会社神鋼環境ソリューションの1者、入札額は税抜き価格で31億9,800万円でした。

次に、入札業者の経営状況につきましては、建設業法に定める経営状況、経営規模及び技術的能力等から算出される経営事項審査による総合評定値を用いて確認しておりますが、入札参加資格として定めた建設業法に基づく清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,200点以上及び建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であることという条件に対し、いずれも評定値も上回っております。なお、当組合との契約実績につきましては、クリーンセンターしらさぎの設備修繕において契約実績がございます。

次に、事業費の総額と内訳の概要についてお答えいたします。事業に係る総事業費について、予算ベースでお答えいたしますと、総事業費は36億5,530万円で、その内訳は工事費で36億2,230万円で、施工監理費で3,300万円でございます。財源内訳といたしましては、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金が11億4,934万2,000円、一般廃棄物処理事業債が20億5,160万円、一般財源が4億5,435万8,000円となっております。

次に、柏市、鎌ヶ谷市、環境衛生組合との協議を進める中、計画どおり3炉の工事を進めるのか、またどのような協議がなされているのかについてお答えいたします。施設の延命化につきましては、平成31年3月に策定した施設長寿命化総合計画に基づき、3系列で事業を進めてまいります。なお、ごみの共同化処理の解消を含めた協議につきましては、現時点では柏市及び鎌ヶ谷市において、清掃工場の地元の皆様への説明に着手している段階であると伺っております。

最後に、コストの削減についてお答えいたします。平成31年3月に策定いたしました施設長寿命化総合計画では、ごみ処理量の推計を踏まえ、3系焼却炉の事業対象範囲を可能な限り縮小しております。具体的には、施設の劣化状況等から部分的な補修で対応が可能である3系焼却炉の不燃物排出機、砂分級装置、ガス冷却室、二次送風機等を延命化対象範囲から削減しており、これにより削減される費用は約11億円となります。

以上です。

○議長（植村 博議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 2問お願いします。

初めに、組合が示した予定価格についてなのですが、どのようにして算出されたのか伺います。1点目、平成31年3月の総合計画で示している32億9,300万円の金額は、どのようにして算出されたのでしょうか。

2点目、決算書の37ページ、施設延命化対策事業の委託料というのがあるのです。392万7,000円が計上されているのですが、これは工事に係る費用の算出だと思っておりますが、ここで示された工事金額は幾らだったのか。

3点目、見積りはどのようにとったのでしょうか。

次に、落札者について伺います。1問で、契約実績について伺ったところ、クリーンセンターしらさぎの設備修繕において契約実績がございますとの答弁しかいただかなかったと思うのですが、伺いますけれども、落札者の神鋼環境ソリューションは、現クリーンセンターしらさぎの設計施工者ですか。この間の設備改修は、主に当企業が請け負ってきたのかと思いますが、どうでしょうか。

4点目、ご答弁で3系列については部分的な補修にすることで費用を11億円削減できるとのことでした。さきの5月定例会の答弁で、3系を全面除外すれば、さらに6億円削減できると理解しましたが、そういうことでしょうか。

以上、2問です。よろしくお願いします。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木教之君） 私から大きなご質疑の1点目と2点目についてお答えいたします。

最初に、予定価格に関するご質疑でございます。お尋ねは3点ございました。まず、1点目の総合計画で示されている32億9,300万円の金額の算出でございます。クリーンセンターしらさぎ施設長寿命化総合計画で示している税抜き価格で32億9,300万円の延命化工事については、施設の延命化目標を設定し、設備の劣化状況や延命化に向けた検討課題等を踏まえ、計画策定委託業者と協議し、算出しております。

次、2点目の決算書の発注支援業務委託によって示された金額は幾らだったのかについてでございます。発注支援業務委託では、性能発注方式にて積算し、設計額を税抜き価格で32億9,300万円と算出いたしました。

次に、3点目の見積りはどのようにとったのかについてでございます。見積りの徴収方法につきましては、発注支援業務において発注支援業務受託者が見積仕様書を作成し、平成22年度から平成30年度までの期間で当組合と同規模の処理能力を有している日量250トン以上の流動床炉の基幹的設備改良事業の実績を有する事業者へ依頼したものでございます。

また、落札者、神鋼環境ソリューションは現クリーンセンターしらさぎの設計施工者か、この間の設備改修は主に当企業が請け負ってきたかと思われるが、どうかについてでございます。クリーンセンターしらさぎは、建設時に株式会社神戸製鋼所が設計施工してございますが、分社化、統合化により株式会社神鋼環境ソリューションが現在事業承継を受けております。また、竣工後から現在に至るまで、主要な修繕等につきましては同事業者が請け負っております。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 私からは、予定価格に関する質問の3系については部分的な補修することで費用を11億円削減できたとのことだが、3系を全面除外すれば5月定例会の答弁にあるように、さらに6億円削減できるということかについてお答えをいたします。

令和元年5月定例会でもご答弁申し上げたとおり、仮に3系列目を全面除外した場合については、約6億円程度の削減になるものと考えおります。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 日下議員、第3問目は、ありませんか。

○9番（日下みや子議員） はい、結構です。

○議長（植村 博議員） では、答弁はないものと認めます。

それでは、以上で日下議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） それでは、議案3号 クリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事請負契約の締結について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、クリーンセンターしらさぎの長期稼働による施設の老朽化への対応として、施設長寿命化計画に基づく工事契約の議案です。反対の理由の中心は、差し迫っている気候危機と言われる地球温暖化対策に対して、極めて消極的な方向であるという点からです。現状では、長寿命化工事そのものを否定することはできないと思いますけれども、その計画の内容はこれまで私ども日本共産党が主張してきた工事の規模の縮小という点で問題があるので、賛成はできません。

昨年の3月に作成された施設長寿命化計画では、延命化対象系列について3系統、3炉について対象を縮小するとしつつも、結局3系列を工事の対象とするとあります。設定の理由には、計画どおりごみが減量すれば、1、2系列で処理が可能だが、現時点では3系列も運転が必要であるとして、その必要性の根拠としてあくまでも現状のごみの量をもとに、必要性を主張しています。こういう姿勢では、いつまでもごみを減らすことはできないと思うのです。

今年1月22日、私が所属している柏市議会市民環境委員会では、京都市におけるごみ減量の取組を視察してきましたの、そのお話をちょっとさせていただきたいと思うのですけれども、京都市では平成30年度、ごみ量を平成12年度のピーク時より半減させたのです。それで、クリーンセンター5工場あったのですけれども、3工場に減らすことができたのです。京都市は、人口約140万の大都市で、日本を代表する観光のまちですから、事業系のごみが7割を占めているのですけれども、昨年9月、京都の門川市長は記者会見でこういうことを言っているのです。クリーンセンターを新設すれば300億円かかる。3つでは600億円が削減されたことになる。また、ごみ処理コストは年間154億円を削減できた。6年をかけた大プロジェクトをやる遂げるには大きな困難があったが、市民の協力と職員の熱意でやり遂げることができた、こういう趣旨のことを述べておられます。

視察では、大幅の減量化を成功させた取組をまとめていたのですけれども、徹底した体組成調査やるのです。この調査は、ごみの排出定点に向いてサンプリングして、工場で開封調査するので

す。13品目に分けた後に、それをさらに400品目まで分けるのです。そして、ごみになった原因を徹底分析して、対策を打っていくという、こういうことですか、事業者に向けた対策、それから市の条例の策定など、ごみ減量化への自治体の本気度がこの視察の中で伝わってまいりました。

今世界各地で頻発する記録的な豪雨や干ばつ、世界の気温は上昇し続けています。近い将来、食料危機や多くの種の絶滅が懸念されるなど、気候変動が人類をはじめ全ての生命にとって重大な脅威となっています。この課題に立ち向かうためには、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会から循環型社会に移行しなければなりません。ごみを減らせば、ごみの焼却により発生する温室効果ガスも削減できます。そのためには焼却施設の縮小を決断することが必要です。

現在クリーンセンターのごみの共同処理の解消について、柏市と鎌ヶ谷市が協議を行っているとのことですが、大切なことはごみを減らして焼却施設を縮小させるということです。そういう見地から考えれば、クリーンセンターの長寿命化工事は焼却施設を縮小するチャンスだと思うのです。加えてもう一点は入札についてなのですが、入札は1者のみで落札率は97.1%、こういう落札については私非常に価格の妥当性について疑問が残ります。

以上で終わります。

○議長（植村 博議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植村 博議員） 起立多数。

よって、議案第3号 クリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事請負契約の締結については、可決することに決定いたしました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（植村 博議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を閉会いたします。慎重なるご審議大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

午後 4時15分 閉 会